

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	
規 則	ページ
◎高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障害保健福祉課) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出	( " ) 2
○保安林の解除予定の通知	(治山林道課) 2
○保安林の解除の予定	( " ) 2
○道路の区域変更 (2件)	(道 路 課) 2
○道路の供用開始	( " ) 2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活・男女共同参画課) <4・6 掲示> 2
○狩猟免許試験の実施	(鳥獣対策課) 3
○狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施	( " ) 3
落札公告	
○落札者等の公告	(総務事務センター) 3
-----	
規 則	
-----	
高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施	

行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第26号**  
**高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例施行規則（平成20年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「同条第17項」を「同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項」に、「同条第18項」を「同条第19項」に、「同条第19項」を「同条第20項」に、「同条第20項」を「同条第21項」に、「同条第21項」を「同条第22項」に、「同条第26項」を「同条第27項」に、「同条第27項」を「同条第28項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第27号**  
**高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成5年高知県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第14号中「同条第20項」を「同条第21項」に改め、同項第21号を同項第22号とし、同項第20号を同項第21号とし、同項第19号を同項第20号とし、同項第18号中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号中「第8条第18項」を「第8条第19項」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号中「第8条第17項」を「第8条第18項」に改め、同号を同項第16号とし、同項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護

第2条第2項第10号中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第28号**  
**高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成9年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表2の項(4)中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----

告 示

-----

**高知県告示第245号**  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。  
平成28年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
らいむ薬局	南国市篠原162-4	育成医療及び更生医療	/	平成28年4月1日
四国調剤四万十薬局	四万十市渡川一丁目2-51	"	/	"
四国調剤山北薬局	香南市香我美町山北1305-2	"	/	"
アルファ薬	香南市赤岡町2067-1	"	/	"

局香南店	1		
ブルークロス さくら薬局	香美市土佐山田町 117-22	〃	〃

高知県告示第246号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

平成28年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に関する診療科において担当する医療の種類	業務の廃止年月日
やまきた薬局	香南市香我美町山北1280-5	育成医療及び更生医療		平成28年2月15日

高知県告示第247号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
香美市土佐山田町上穴内字上本村1041の5、1065の13
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

高知県告示第248号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成28年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
高岡郡中土佐町久礼字不動堂ノ西7749の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
社会福祉施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年4月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町東石原字日ウラ1010番5から 土佐郡土佐町東石原字澤田753番1まで	前	7.6 34.3	790
	後	A	
土佐郡土佐町東石原字中尾949番1から 土佐郡土佐町東石原字赤水山2916番1まで		後	B
			756

高知県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年4月19日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成28年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 安田東洋
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町与床字鳩岡山798番2から 安芸郡安田町与床字鳩岡山796番1地先まで	前	6.1 40.9	755
	後	6.1 93.8	

高知県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年4月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 清王新田貝ノ川
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町春遠字松芝1543番18から 幡多郡大月町春遠字栗石1547番6まで	107	平成28年4月19日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年4月6日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供す

る。  
平成28年4月6日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成28 年3月 30日	特定非 営利活 動法人 ONEれ いほく	矢野 大 地	長岡郡 本山町 北山乙 301番 地	この法人は、高知県内 外の学生をはじめとす るわかものが積極的に 地域にかかわることの できる機会の提供を通 じて、新たな価値の創 出や希望や活力を生み 出すイノベーションを 起こすきっかけや環境 づくりを行い、将来の 日本社会の過疎少子地 域のあり方に画期的な 変化を生み出していく ことを目的とする。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

平成28年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時、場所等

日時	場所	狩猟免許の種類
平成28年6月5日 午前10時から	高知県立大学（池 キャンパス）	わな猟免許
平成28年6月18日 午前10時から	田野町ふれあいセン ター	第一種銃猟免許及 び第二種銃猟免許
平成28年6月19日 午前10時から	〃	わな猟免許

平成28年7月21日 午前10時から	高知市春野文化ホー ルピアステージ	わな猟免許
平成28年7月30日 午前10時から	四万十市立中央公民 館	第一種銃猟免許及 び第二種銃猟免許
平成28年7月31日 午前10時から	〃	わな猟免許
平成28年8月27日 午前10時から	高知県立大学（池 キャンパス）	第一種銃猟免許及 び第二種銃猟免許
平成28年8月28日 午前10時から	〃	わな猟免許及び網 猟免許

2 狩猟免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円（高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けること。）

3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県産業振興推進部鳥獣対策課又は一般社団法人高知県猟友会に、それぞれの試験の実施する日の10日前までに到着するように提出すること。

4 狩猟免許申請書の配布場所

高知県産業振興推進部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県産業振興推進部鳥獣対策課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成28年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時及び場所

実施市町	日時	場所
大豊町	平成28年7月1日 午後1時から	大豊町総合ふれあいセンタ ー

黒潮町	平成28年7月8日 午後1時から	ふるさと総合センター
田野町	平成28年7月13日 午後1時から	田野町ふれあいセンター
高知市	平成28年7月22日 午後1時から	高知市春野文化ホールピア ステージ
四万十市	平成28年7月29日 午後1時から	四万十市立中央公民館
須崎市	平成28年8月4日 午後1時から	須崎市立市民文化会館
安芸市	平成28年8月17日 午後1時から	安芸市民会館
高知市	平成28年8月21日 午後1時から	高知県立大学（池キャンパ ス）
四万十町	平成28年8月31日 午後1時から	四万十町農村環境改善セン ター
高知市	平成28年9月14日 午後1時から	高知市春野文化ホールピア ステージ

2 狩猟免許更新申請手数料

2,900円（高知県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。）

3 狩猟免許更新申請書の提出場所及び提出期限

高知県産業振興推進部鳥獣対策課に、それぞれの適正検査及び講習を実施する日の10日前までに到着するように提出すること。

4 狩猟免許更新申請書の配布場所

高知県産業振興推進部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

提出書類その他詳細については、高知県産業振興推進部鳥獣対策課に問い合わせること。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及

び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年4月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成28年度総務事務集中化システム運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター・四国情報管理センター株式会社・株式会社ソフテック連合体 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
37,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため